

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（912））
2. 日 時：平成30年5月2日 10時00分～12時00分
13時30分～21時00分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、義崎管理官補佐、正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、田尻安全審査官、関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他17名

東北電力株式会社：原子力部(原子力業務) 副長 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ

副長 他3名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他2名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 主任 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部(原子力設備) 副長 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他3名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、4月26日、5月1日及び本日の提出資料に基づき、安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書、圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書等、発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書及び安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書関係について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書】

○米国 National Board の認定を受けた弁と東海第二で用いている主蒸気逃がし安全弁が同一設計であることについて整理して提示すること。

【圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書等】

○評価で用いる背圧が最低保証値であることを説明すること。

○圧損評価で考慮する塗装の ECCS 水源への移行量について、整理して説明すること。

○圧損試験を行う場合には、試験条件等の詳細を事前に説明すること。

【発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書】

○重大事故等対処設備に対する溢水影響評価について、整理して提示すること。

○設置許可に係る審査で説明した内容と工認で説明している内容が整合しているか整理して提示すること。

○原子炉建屋6階床面に設ける貫通口の位置と5階に設置されている防護対象設備の溢水防護方針との関係を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 工事計画審査資料 V-4-1 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書のうち
補足-200-1【安全弁及び逃がし弁の必要な吹出量の設定根拠】
- ・ 東海第二発電所 ブローアウトパネル及び関連設備の工事計画認可申請に係る論点整理について（コメント回答）